

1 改正の趣旨・目的

■改正の背景

- ・職業生活で強いストレスを感じている労働者の割合は高い状況で推移
- ・精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最多を更新 等

■ストレスチェック制度の目的

- ・**一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）**
- ・労働者自身のストレスへの気付きを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

2 改正の概要

○常時使用する労働者に対して、医師、保健師等※1による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※2を実施することが事業者の義務となる。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

○検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止される。

○検査の結果、一定の要件※3に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止される。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

○面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※4を講じることが事業者の義務となる。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。

